

第3回 エネルギーインフラネットワークと高速道路の高度化に関する研究会

※新型コロナウイルスの影響により書面確認にて実施

書面確認期間：令和2年3月10日～令和2年3月16日

意見照会要旨

- 安全かつ円滑な交通の確保のため、パイプラインを移動するガスの漏洩時等の周辺環境への影響及び危険性が、道路法第32条の占用許可の対象物と顕著に異なるのであれば、法第29条及び第42条に基づく「道路を常時良好な状態に保つ」上での担保措置のあり方について留意する必要がある。
- 高速道路の多重利用の考えは今後の日本のためにとって画期的な考え方である。
- 超電導直流送電は実証実験の進捗を期待したい。実際に物が動くことが技術の進歩へ大きく寄与する。また、そのためにも地方自治体を巻き込むことが大事だと思う。
- 他国における天然ガス輸送をパイプラインにより行った場合とLNGで行った場合のガス価格の比較を示す必要がある。
- 新法（特別法として）は考えられるが、記載の通り、国の事業としてという考え方が必要になる。
- 緊急時に代替路がない場合等は緊急輸送ルートとしての機能を優先するという考え方はある。
- 基幹エネルギーインフラが事業化された場合は多くの業界にも利益をもたらすことができるのではないか。
- 算出のための計算内容が記述されているが、この数値はどここの表から引用したのか、分かり辛いので、引用した表を明示するとよい。
- 本文中、類義語が混ざっている箇所があるため語句の統一を図ると良い。